

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 4 月 25 日

金 曜 日

第 3755 号

目 次

告 示

○保安林の指定	1
○指定居宅サービス事業者の廃止の届出	2
○指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	3
○道路の区域変更	
○道路の供用開始	4

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	5
○大規模小売店舗立地法による意見書の概要	6
○基本測量の実施	7

告 示

富山県告示第234号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成26年 4 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林の所在場所

富山県魚津市長引野字毘屋首1108から1112まで、1117から1152まで、1157、小川寺字谷地谷1011から1025まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第235号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第 75 条の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

平成 26 年 4 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	特定非営利活動法人生活支援センター アットホーム新川
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	アットホーム新川ケアセンター
	所在地	魚津市吉島1118-1
	介護保険事業所番号	1670400280
廃止年月日		平成26年3月31日

事業者	名称	医療法人社団 紫蘭会
サービスの種類		短期入所療養介護
事業所	名称	医療法人 光ヶ丘病院
	所在地	高岡市西藤平蔵 313番地
	介護保険事業所番号	1670200540
廃止年月日		平成26年3月31日

富山県告示第236号

指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者から同法第 115 条の 5 の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 115 条の 10 第 2 号の規定により公示する。

平成 26 年 4 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

事業者	名称	特定非営利活動法人生活支援センター アットホーム新川
サービスの種類		介護予防訪問介護
事業所	名称	アットホーム新川ケアセンター
	所在地	魚津市吉島1118-1
	介護保険事業所番号	1670400280
廃止年月日		平成26年3月31日

事業者	名称	医療法人社団 紫蘭会
サービスの種類		介護予防短期入所療養介護
事業所	名称	医療法人 光ヶ丘病院
	所在地	高岡市西藤平蔵 313番地
	介護保険事業所番号	1670200540
廃止年月日		平成26年3月31日

富山県告示第237号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 4 月 25 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成 26 年 4 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 杓掛魚津線	魚津市仏田字角地1286番3 から	変更前		最大 7.3 最小 7.0	242.0	新川土木 センター
	魚津市仏田字角地1609番2 まで	変更後		最大 9.5 最小 9.5	242.0	
県道 上路市振停車場 場線	下新川郡朝日町境字川原 2355番2から 下新川郡朝日町境字鳥ノ子 谷49番2まで	変更前	A	最大 9.5 最小 5.0	353.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
			B	最大 9.5 最小 6.1	369.1	
		変更後	A	最大 10.9 最小 5.0	353.0	

富山県告示第238号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成26年4月25日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 杓掛魚津線	魚津市仏田字角地1286番3から 魚津市仏田字角地1609番2まで	平成26年4月25日	新川土木 センター

県道 上路市振停車場線	下新川郡朝日町境字川原2355番2から 下新川郡朝日町境字鳥ノ子谷49番2まで	平成26年4月25日	新川土木 センター 入善土木 事務所
----------------	--	------------	-----------------------------

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成26年4月25日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
（仮称）高岡蓮花寺モール 高岡市蓮花寺 207番1 ほか
- 2 店舗を設置する者 株式会社広和
- 3 店舗において小売業を行う者 北信越ジョーシン株式会社 ほか2
- 4 新設の日 平成26年11月20日
- 5 店舗面積の合計 3,766㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地西側ほか 160台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 ジョーシン建物東側ほか 86台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 ジョーシン建物南側ほか 156.7㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 ジョーシン建物内南側ほか 26.84㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時及び午後9時30分 ほか
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分～午後10時
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 6箇所 敷地東側ほか
 - (4) 荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時～午後6時 ほか
- 8 届出の日 平成26年4月16日

- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 平成26年4月25日から平成26年8月25日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2)(1)の事項の公表の可否
- (3)当該店舗の名称及び所在地
- (4)意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による意見書の概要について

平成25年12月18日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がなされたので、同条第3項の規定により公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年4月25日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
（仮称）黒部ショッピングタウン 黒部市植木 773番1 ほか9筆
- 2 店舗を設置する者
K D L黒部株式会社
- 3 市町村の区域内に居住する者等の意見の概要
 - (1) 交通渋滞における誘導員の配置及び車両誘導案内板等の設置について
 - (2) 施設周辺の騒音及び環境等についての配慮について
- 4 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 5 縦覧期間 平成26年4月25日から平成26年5月26日まで

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成26年 4 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

2 作業期間

平成26年 6 月 2 日から平成27年 3 月 31日まで

3 作業地域

魚津市、氷見市、滑川市、黒部市
